

各国特許審査に関する 情報共有ネットワークの拡大

総務部総務課情報技術統括室 企画調査官 上尾 敬彦

抄録

本稿では、日米欧中韓の五大特許庁及び世界知的所有権機関（WIPO）で協力しながら進めてきた、特許審査に関するいわゆる「ドシエ情報」を各庁で共有するためのITシステム整備への取り組みや、ドシエ情報共有ネットワークの拡大についてご紹介するとともに、ドシエ情報共有をはじめとしたITシステム分野における、新興国の特許庁等への支援についても簡単にご紹介します。

1. はじめに

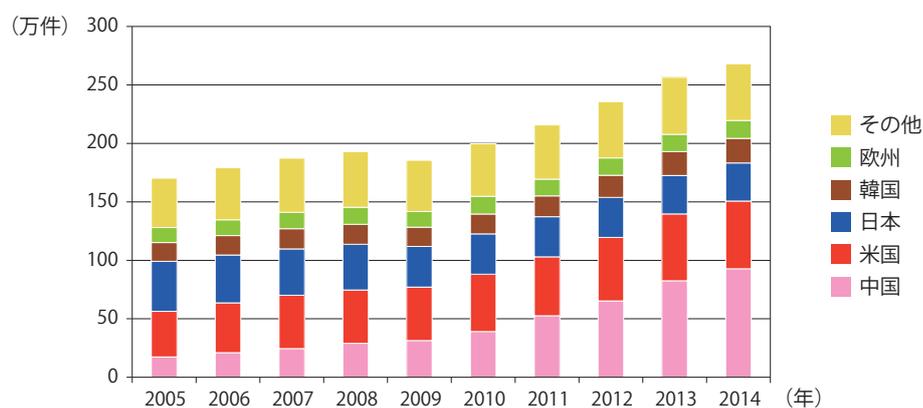
企業活動のグローバル化に伴い、知財分野では複数の国や地域で同一の発明について特許出願される場合が多くなっています。このため、特許庁は、日米欧中韓の五大特許庁及び世界知的所有権機関（WIPO）と協力しながら、特許審査に関連する情報（各国・地域における手続や審査の状況、各種書類データ等、いわゆる「ドシエ情報」）を各庁で共有するためのITシステム整備を進めてきました。

本稿では、ドシエ情報共有のためのITシステム整備への取り組みや、ドシエ情報共有ネットワークの拡大についてご紹介するとともに、ドシエ情報共有をはじめとしたITシステム分野における、新興国の特許庁等への支援についても簡単にご紹介させていただきます。

2. ドシエ情報共有に向けたITシステム整備の取り組み

世界各国での特許等の出願件数は、2005年の170.3万件から2014年の268.1万件へと、10年間で約1.6倍に増加しています。そのうち約8割が日米欧中韓の五大特許庁への出願となっています。これらについては、同一の発明が複数の国や地域で重複して出願されている場合も多いため、他国での特許審査に関連した情報であるドシエ情報を参照することにより、審査をより効率的に行うことが可能となります。また、外国特許庁で日本のドシエ情報が参照されることで、それらの国での審査の効率や質の向上が期待できます。

こうした背景のもと、特許庁ではこれまで、ドシエ情報共有のために次のようなITシステム整備を進めてきました。



世界各国での特許出願件数の推移

(1) AIPNによる外国特許庁等への我が国ドシエ情報の提供

日本特許庁では2004年より、外国の特許庁等に対して我が国のドシエ情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN: Advanced Industrial Property Network)」を運用しています。AIPNによるサービスを、現在68の外国特許庁等¹⁾に提供(2016年10月時点)していますが、本サービスの特長は次のようなものです。

- ▶外国特許庁等の審査官向けのウェブベースのサービス
- ▶我が国のドシエ情報について、専用機械翻訳による英語に加えて、google翻訳との連携により英語以外の各国言語でも参照可能。また要約書については人手翻訳による高精度の英訳を提供。
- ▶引用文献情報やパテントファミリー情報も提供。

諸外国での審査において、日本のドシエ情報を参照し、関連した内容の発明についての審査内容や結果を参考にすることにより、それらの国々における審査の効率や質の向上、ひいては我が国の企業等による権利の取得や活用が円滑になることが期待されます。

The screenshot shows the AIPN search interface. At the top, it says "Japan Patent Office National Center for Industrial Property Information and Training" and "Advanced Industrial Property Network". Below that, it states "This service is available to authorized industrial property offices only. Any secondary use such as offering of translation service to the third party is prohibited." There are two main search sections: "Search from JAPANESE Application/Priority/Publication/Patent Number" and "Search from OTHER Application/Priority Number". The Japanese search section has a "Type" dropdown set to "Patent application/priority number", a "Document Number" input field with "4 505-022 24" entered, and "Display Type" options for "File Wrapper Information" (selected) and "Patent Family". The other search section has "Application Number" and "Priority Number" input fields with "4 505-022 24" entered. At the bottom, there are three "Select Dictionary" dropdown menus. A "Submit" button is present at the end of each search section. The footer says "Copyright (C) JPO and IPFIT".

AIPNによる照会画面

また、国際的なワークシェアリングのスキームである特許審査ハイウェイ(PPH)の利用にも、同ネットワークは有益です。我が国の出願人が海外特許庁へPPHの申請を行う場合には、AIPNを通じて、拒絶理由通知等のオフィスアクションなど、申請に必要な書類や、それらについて英語に機械翻訳された内容が提供され、出願人はこれらの書類を改めて提出する必要がありません。このため、外国における我が国出願人の大幅な手続負担の軽減が期待され、併せて権利取得の迅速化にも寄与しています。

(2) ワン・ポータル・ドシエ (OPD) による五大特許庁でのドシエ情報共有

2006年には日米欧三極特許庁で相互にドシエ情報を参照できるシステム(ドシエ・アクセス・システム)を構築し、2007年には韓国も加えて四庁での相互参照を可能としました。さらに日本特許庁は、2008年に、五大特許庁のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ (OPD)」の構築を五大特許庁に提唱し、主導的役割を担い取組を進めました。

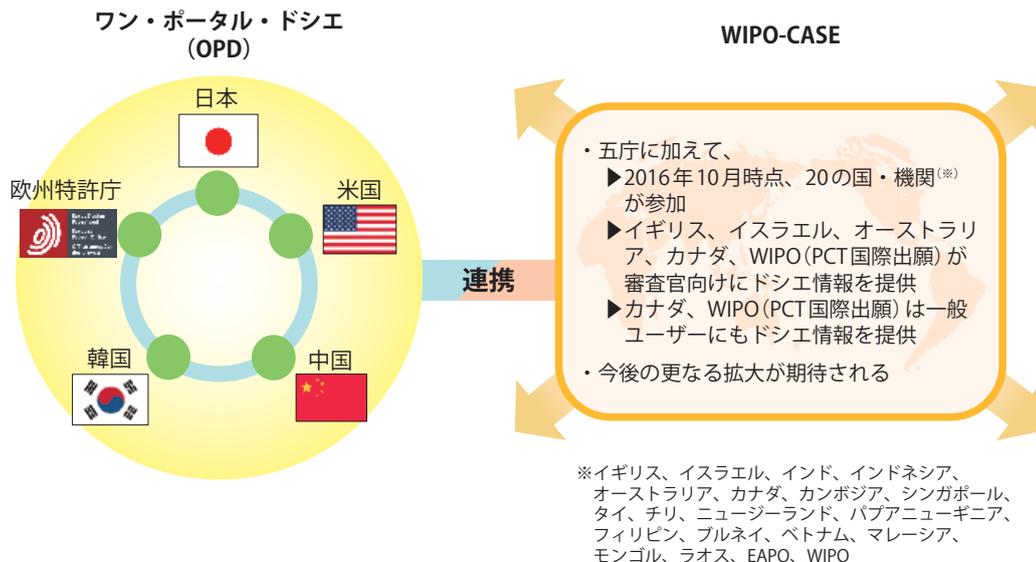
その成果として、五大特許庁の審査官を対象としたOPDサービスを、2013年から運用しています。このサービスを通じ、各国特許庁の審査官は、互いのドシエ情報を参照し、効率的な審査に役立っています。

(3)「グローバル・ドシエ」構想

OPDの開発が進む中で、審査官を対象とした特許庁間でのドシエ情報共有サービスにとどまらず、一般ユーザーへもこうしたサービスを提供して欲しいとのニーズや、ITを活用した更なる利便性の向上を目指すべきとの声が大きくなっていました。

こうした状況の中で生まれたのが「グローバル・ドシエ」構想でした。これは、各国特許庁のシステ

1) AIPNを利用可能な外国特許庁等の機関(2016年10月現在): イギリス、イスラエル、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、エジプト、エストニア、エチオピア、欧州、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、カナダ、ガンビア、カンボジア、韓国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ケニア、コロンビア、ザンビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、スロバキア、セルビア、タイ、台湾、中国、チェコ、チリ、デンマーク、トルコ、ドイツ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、バングラデシュ、フィリピン、フィンランド、ブータン、ブラジル、フランス、ブルンジ、米国、ベトナム、ポーランド、ポルトガル、マダガスカル、マリ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モロッコ、ユーラシア、ラオス、ルーマニア、ルワンダ、ロシアの各国・地域特許庁及びアフリカ広域知的財産機関、アフリカ知的財産機関(計68機関)



OPDとWIPO-CASEの連携によるグローバルなドシエ情報共有ネットワーク

ムを連携させることによって仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が有するドシエ情報の一般ユーザーとの共有や、ITを活用した新たなサービスの実現を目指すという構想です。

グローバル・ドシエ構想は、2012年五大特許庁長官会合にて、日本特許庁と米国特許商標庁とが共同で提案し、以来五大特許庁とその産業界とが協同してグローバル・ドシエ・タスクフォース²⁾を構成して取組を推進しています。OPDについても、この構想のもとで、一般ユーザーへの提供なども目指しつつ、よりグローバルに展開してゆくことになりました。

(4) OPDとWIPO-CASEの連携によるドシエ情報共有のグローバルな拡大

WIPO-CASE (Centralized Access to Search and Examination) はWIPOが開発したドシエ情報共有システムで、バンクーバー・グループ (イギリス、オーストラリア、カナダの特許庁が結成) の求めに応じて開発されたものでした。当初はこれら3庁が参加して2011年に運用を開始し、その後ASEAN諸国等の中小規模庁を中心に参加庁を拡大していました。

日本特許庁では、WIPOと協力して、OPDとWIPO-CASEを連携する技術を開発し、2014年3月には世界に先駆けて、日本のOPDとWIPO-CASEとを連携しました。その後2014年7月に中国、2015年に米国及び韓国、2016年に欧州が、自庁のOPDとWIPO-CASEとの連携を確立しました。これにより、ドシエ情報共有システムは五大特許庁の枠を超えて更にグローバルに拡がることになりました。

特に新興国等における中小規模庁にとっては、OPDにおける五大特許庁のドシエ情報を、WIPO-CASEを通じて参照可能となることで、審査の効率や品質が向上し、ひいては我が国の企業等にとっても、こうした国々での円滑な権利の取得や活用に大きく寄与することが期待されます。

(5) OPDの一般ユーザーへの提供

五大特許庁では、前述したグローバル・ドシエ構想のもとで、審査官向けに提供されていたドシエ情報共有システムを、一般ユーザーにも提供できるよう協力を進めてきました。

その成果として、日本特許庁では、本年7月から、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) において、ドシエ情報提供サービス (OPD照会) を開始していま

²⁾ 産業界側は、日本知的財産協会 (JIPA)、ビジネスヨーロッパ (BE)、韓国知的財産協議会 (KINPA)、中国專利保護協会 (PPAC)、米国的所有権法協会 (AIPLA)、米国知的財産所有者協会 (IPO) から構成されています。

す³⁾。本サービスの主な特長は次のようなものです。

- ▶ 五大特許庁や、WIPO-CASE参加庁⁴⁾のドシエ情報 (PCT国際出願を含む) を見やすい形式で一括参照することが可能。WIPO-CASE参加庁を含めたドシエ情報の一括提供は世界初。
- ▶ 各庁のドシエ情報の英訳も提供されるため、例えば、中国への出願に対する拒絶理由通知書について、中国語と英語で取得することが可能。
- ▶ 各庁のデータベースをリアルタイムに検索するため、最新の情報を得ることが可能。

その他にも、書類の種類によるフィルタ機能、付

与された分類や引用された文献の一覧表示機能等、必要な情報をまとめて参照するための様々な機能を利用することが可能となっています。

(6) ドシエ情報共有やグローバル・ドシエの今後

グローバルなドシエ情報共有への取り組みは、五大特許庁でのOPD構築、OPDとWIPO-CASEの連携を経て、OPDの一般ユーザーへの提供まで実現したことで、一つの区切りを迎えました。

今後は、一層の利便性向上に努めつつ、WIPOとも協力し、WIPO-CASE参加国の一層の増加を図ることにより、ドシエ情報共有ネットワークの更にグ

複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括表示

OPDの一般ユーザー提供の画面

3) https://www10.j-platpat.inpit.go.jp/pop/all/popd/POPD_GM101_Top.action

4) 2016年10月現在、WIPO-CASE参加庁のうち、ドシエ情報の一般ユーザーへの提供を許諾している庁は、カナダ、WIPO (PCT国際出願)。今後、更なる拡大が期待される。



グローバル・ドシエの短期的優先五項目

ローバルな拡大を目指します。

また、グローバル・ドシエ構想については、2015年1月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース (GDTF) 会合において、産業界より、複数庁への一括出願を目指すクロス・ファイリングをグローバル・ドシエにおける究極目標としつつも、産業界から提出された短期的優先五項目（出願書類や手続書類等のXML化、アラート機能、リーガルステータス、出願人名称の統一、アクティブコンポーネント-特許庁間での書類共有）に取り組むことが要請されました。この要請を踏まえ、五大特許庁は、これら優先五項目の実現に向けて、サービス実現の手段や課題等について検討を進めてきましたが、2015年5月の長官会合にて五項目に係るビジョンについて合意し、2016年6月の長官会合で今後の実施内容等について合意しました。

今後、ユーザー利便性の一層の向上のために、引き続きOPDの利便性向上や、優先五項目の具体化に取り組んでまいります。

3. ITシステム分野における新興国の特許庁等への支援

(1) WIPO ジャパン・トラスト・ファンドの活用

アジア等における新興国は、安価な人件費を生かした製造拠点として、また特に近年では、成長を続ける市場としても、その重要性が一層高まっています。我が国企業等のこれらの国々でのビジネス展開

を円滑なものとするためには、模倣品・海賊版問題等の知的財産問題に対する改善を要請するだけでなく、これらの国々に対して、様々な側面からの支援を実施することも大切となります。

その中で、ITシステム分野での支援も、これらの国々での特許庁等における知財行政が着実かつ効率的に行われるためのインフラ整備の一つとして重要な意味を持っています。

日本特許庁では、我が国企業等の新興国等での円滑な経済活動を知的財産権の面から後押しするため、WIPOに対して1987年から任意拠出金を支出しており、この拠出金を基にしてWIPOは信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」を編成しています。WIPOは本ファンドを活用して、我が国特許庁と協力しつつ、アジア・アフリカ等における新興国などを対象として、各種の支援を実施しています。

特許庁がITシステム分野で行っている新興国の特許庁等への支援も、WIPO ジャパン・トラスト・ファンドを通じてのものが中心となっています。

(2) ITシステム分野での具体的な支援

WIPO ジャパン・トラスト・ファンドによるITシステム分野での具体的な支援としては、例えば次のようなものがあります。

▶ WIPO-CASE 関連

前述したWIPO-CASEへの新興国等の参加支援、WIPO-CASEの機能向上や、OPDとの連携技術の開

発等にも本ファンドが活用されました。これらにより、新興国の特許庁等での審査において、五大特許庁をはじめとした他国のドシエ情報を参照することを可能にするとともに、ワークショップ等を開催して、日本特許庁の審査官などにより、ドシエ情報の具体的な参照方法や活用方法を紹介しています。

▶出願書類等の電子化支援

新興国の特許庁等においては、多くの出願書類等はいまだに紙で保有されています。これらを電子化することで、各庁内での業務の効率化や、現地における特許や商標に関する情報へのアクセス性の向上が期待できます。このため、本ファンドを活用した出願書類等の電子化支援が行われています。

▶新興国向けITシステム開発支援

WIPOは、IPAS (IP Office Administration System) と呼ばれる、独力でITシステムを構築することが難しい新興国の特許庁等でのIT化を支援するためのシステムを開発し、これらの国々に無償で提供しています。WIPO-IPASは現在60ヶ国以上の特許庁等で導入されており、特許や商標等のオンライン出願や、庁内での書類の電子的な決裁や発送、公報の電子情報の発信などが可能としています。このシステムの開発支援にも本ファンドが活用されています。

2015年度には、WIPOジャパン・トラスト・ファンドを通じて実施するものや、日本特許庁が直接実施するものとして、次のような支援を行っています。

ASEAN等の知財庁における出願書類等の電子化プロジェクト(カンボジアはプロジェクトが完了し、ブルネイ、ラオスはプロジェクトを開始)、カンボジアにおけるワークフロー最適化プロジェクトを実施しました。

また、実体審査におけるワークシェアリングの重要性、WIPO-CASEを利用した他庁審査結果等の参照・利用方法に関するワークショップ(インドネシア、シンガポール、フィリピン)を開催し、日本特許庁の特許審査官を講師として派遣したほか、インドネシア知的財産総局の職員12名を招へいし、効率的にITインフラを利用するためのキャパシティビルディング研修を実施しました。さらに、ベトナム国家知的財産庁に、ITシステム刷新等のために特許庁専門家を派遣しました。

今後も、これらプロジェクト、ワークショップ、招へい研修、専門家派遣等を通じて、日本特許庁の知見や経験を共有し、電子化やキャパシティビルディング等による開発途上国へのITシステム関連の支援を継続していく予定です。



ワークショップの光景(フィリピン特許庁にて)

4. おわりに

グローバルなドシエ情報共有ネットワーク拡大への取り組みは、本年7月にJ-PlatPatからOPDの一般ユーザーへの提供を開始したことで一つの区切りを迎えました。今後もユーザーの皆様からご意見をいただきつつ、より利便性の高いものにしていきたいと考えています。ぜひ本サービスをご活用いただき、お気づきの点やご要望などをお知らせいただければ幸いです。

また各国特許庁のシステムを連携させることでユーザー利便性を向上させるグローバル・ドシエへの取り組みは、前述した優先五項目に留まらず、将来的に更に大きな可能性を秘めたものです。また、新興国の特許庁等へのITシステム面での支援も、今後一層その重要性を増していくことが想定されます。

今後も、五大特許庁やWIPOとの協力を深めつつ、ITシステムを活用したユーザー利便性の向上や、我が国企業等が世界中で知的財産権を円滑に取得し、活用できる環境の実現に向けたITインフラ整備に取り組んでいきたいと考えています。

profile

上尾 敬彦 (うえお たかひこ)

平成10年4月 特許庁入庁(審査第三部流通機器)
その後、機械分野(包装容器、繊維包装機械、車両制御等)の特許審査、審判に従事のほか、調整課、情報技術企画室、在モロッコ日本大使館、審判課などでの業務を経て平成28年4月より現職。